

遠山簡易水道の水道事業への会計統合について

上下水道局(経営管理課)

1. 背景

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要であるという観点から、総務省では公営企業会計の適用推進について検討が行われてきました。平成 27 年 1 月 27 日には総務大臣通知として「公営企業会計の適用推進について」が出され、公営企業会計の法適化が要請されました。

総務大臣通知の主な内容

- ・平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組期間とする。
- ・人口 3 万人以上の団体について、特に下水道事業及び簡易水道事業は上記期間内に公営企業会計へ移行する。

2. 飯田市の検討結果

遠山簡易水道は給水人口が少なく、料金収入が多く見込めない非常に経営の厳しい事業であることから、単独で公営企業会計へ移行することは困難であると判断し、遠山簡易水道を水道事業へ会計統合することで法適化を図ることとしました。

また、遠山簡易水道の資産調査がほぼ終了したことなどから、法適化の時期については平成 29 年 4 月 1 日からとしました。

3. 会計統合による法適化の効果

公営企業会計を適用することにより、民間企業と同様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を作成することになります。会計統合による法適化をすることにより水道事業全体の経営、資産等を把握することができ、より現実的な経営見通しが可能になります。

4. 今後の予定

- ・平成 28 年第 4 回定例会 関係条例の改正案提出
- ・平成 29 年第 1 回定例会 統合予算案の提出